公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和3年7月30日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院 院長 中馬 敦

- 1. 競争に付する事項
 - (1)件名

給食業務委託

(2)業務内容等

入札説明書及び仕様書による

(3)履行期限(期間)

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

(4)履行場所

東京都江東区亀戸9-13-1 東京城東病院及び附属介護老人保健施設

(5)選定方法

総合評価落札方式

- 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項
 - (1)独立行政法人地域医療機能推進機契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
 - (2)契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に 揚げる者
- (3)契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定 期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する 者についても、同様とする。

- 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実 に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、 支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (4)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5)全省庁統一資格の「役務の提供等」においてA·B又はCのいずれかの等級に格付けされ、「関東・甲信越」地区の競争参加資格を有する者であること。
- (6)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3. 提案書及び入札書の提出場所等

(1)提案書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒136-0071 東京都江東区亀戸9-13-1

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院 経理課

電話:03-3637-2561

(2)競争説明書の交付方法及び期間

本公告の日から令和3年8月30日(月)までの(土日・祝日を除く)10時から16時までに、上記3(1)の交付場所にて、機密保持に関する誓約書(本公告に添付)及び名刺と引き換えに交付する。但し、来院前に必ず病院に事前連絡を入れ来院日時を調整するものとする。

やむを得ず来所が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とする。)にて、交付するため、上記3(1)の問い合わせ先へ期日に余裕をもって連絡すること。

※機密保持に関する誓約書は、当院HPの調達情報から両面印刷すること。

(3)入札参加書類、提案書及び入札書の提出方法

令和3年9月3日(金)15時までに持参または郵送すること。(書留郵便に限る。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)

なお、入札書については厳封のうえ、封筒の表面に『令和3年9月15日開札 給食業務委託入札書在中』と 朱書きすること。

(6) 開札日時及び場所

令和3年9月15日(水)10時00分 東京城東病院 3階 大会議室

(7)その他

提出された提案書及び入札書は返却しない。

4. その他必要な事項

- (1)契約保証金 免除
- (2)入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3)入札者に要求する事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、 競争説明書に定める提案書等を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、経理責任者から 当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書及び入札書、入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した提案書及び入札書は無効とする。

(5)契約書の作成の要否 要

契約の相手方は開札日の翌日から起算して10日以内(土日・祝日を除く。)に記名押印の上、契約書を作成しなければならない。

なお、契約の相手方は、競争説明書(関係書類)等で所定の書式が示されている場合には、原則、当該書式により作成しなければならない。

契約の相手先に決定された者が契約書の作成期限の延長を申請する場合は、上記の契約書の作成期限内に書面にて経理責任者に申し入れるものとする。ただし、その場合であっても20日(土日・祝日を除く。)を超えることはできない。

(6)契約の相手方の決定方法

競争に参加する者の必要参加資格に関する事項を満たす者から受理した提案書及び予定価格の制限の範囲内の入札書をそれぞれ点数評価し、当該点数を合計して得た数値が最も高い者を第一交渉権者として決定する。

第一交渉権者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7)その他 詳細は入札説明書による。